

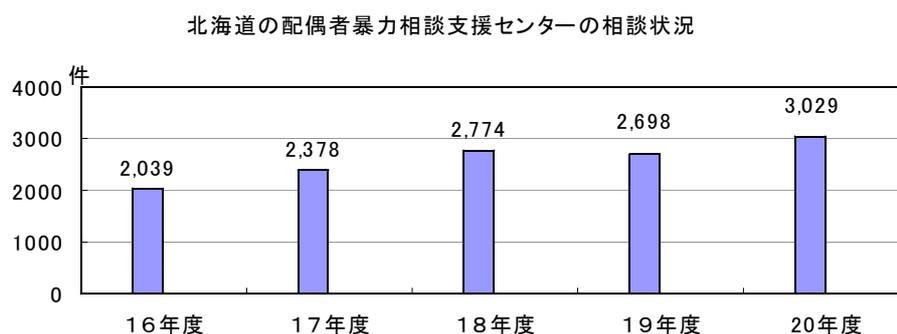
# 平成20年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況

北海道環境生活部生活局参事

## 1 相 談

道内の配偶者暴力相談支援センター<sup>注1</sup>への相談件数は、**図1**のとおり、平成20年度は3,029件と前年度に比べ12.3%増加。年々増加傾向で推移しています。

図1

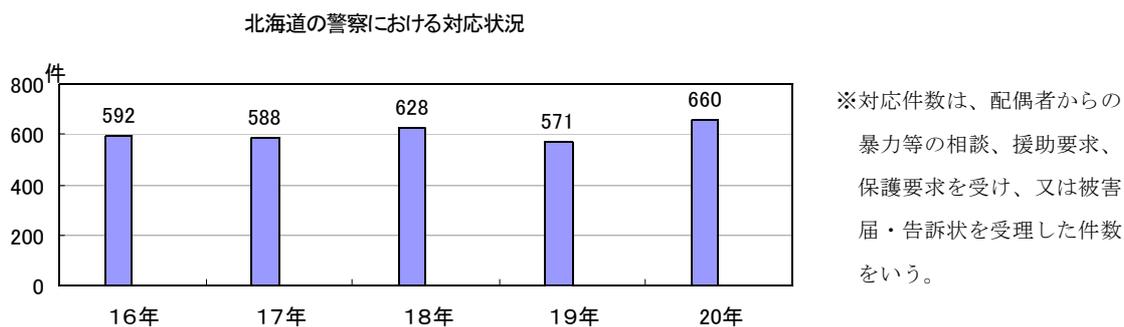


(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

配偶者暴力相談支援センター以外への相談では、北海道警察 (**図2**)、民間シェルター<sup>注2</sup> (**図3**)、婦人相談員を設置している市 (**図5**) については前年度と比較して増加しているが、法務局 (**図4**) については減少しています。

法の施行により、配偶者からの暴力への認識の高まりや配偶者暴力相談支援センターなどの様々な相談窓口が拡充されたことに伴い、被害者が顕在化していることなどにより、依然として相談件数は高い状態にあります。

図2

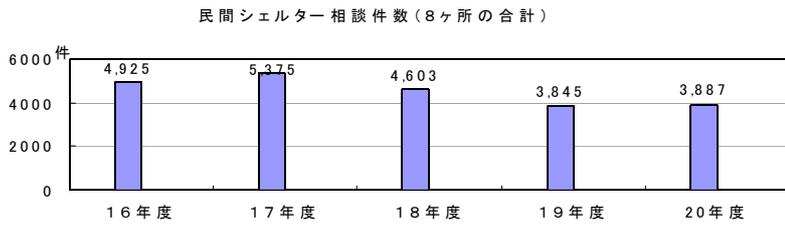


(資料出所：北海道警察本部)

注1 道内の配偶者暴力相談支援センターは、平成17年11月に札幌市(2カ所)が新たに指定されたことにより、18カ所となっている。

注2 民間団体によって運営されている緊急一時保護避難施設。道内では現在、8団体が活動。

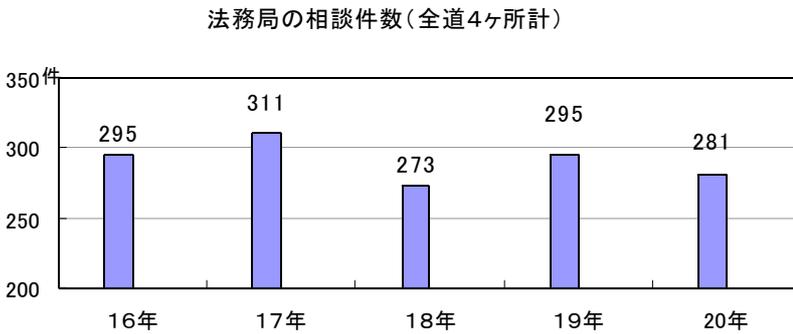
図 3



※平成18年度からは  
8団体の合計。  
平成19年度からは  
一時保護中の相談を  
除く。

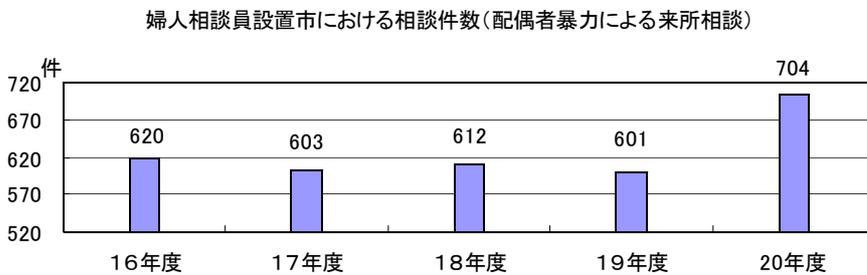
(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

図 4



(資料出所：札幌法務局)

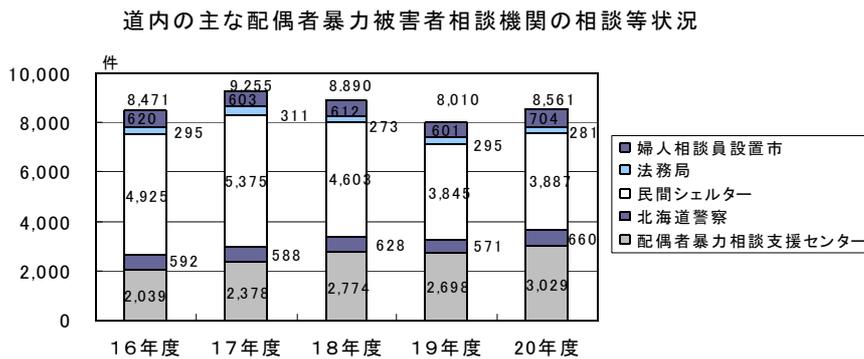
図 5



※ 婦人相談員設置市  
(札幌市、函館市、  
小樽市、旭川市、  
室蘭市、釧路市、  
帯広市、北見市、  
夕張市、網走市、  
苫小牧市、千歳市)

(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

図 6 (参考) ※ 図 1 から図 5 までを合計した件数。

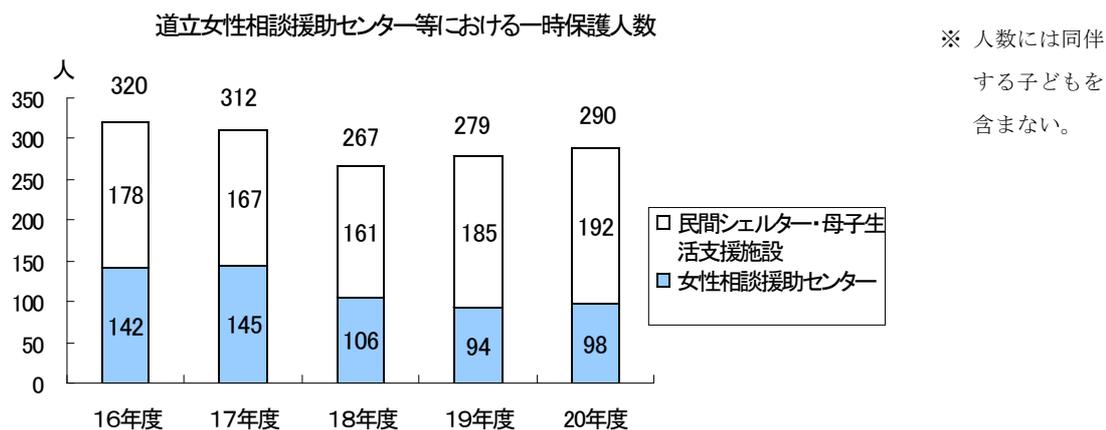


※ 北海道警察及び  
法務局について  
は、年度ではな  
く暦年の件数を  
使用している。

## 2 一時保護

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センターや一時保護委託を行っている民間シェルター8ヶ所及び母子生活支援施設3ヶ所で行っており、これらを合わせた一時保護人数は、図7のとおり、平成20年度は290人で、前年度に比べ3.9%増加しています。

図7



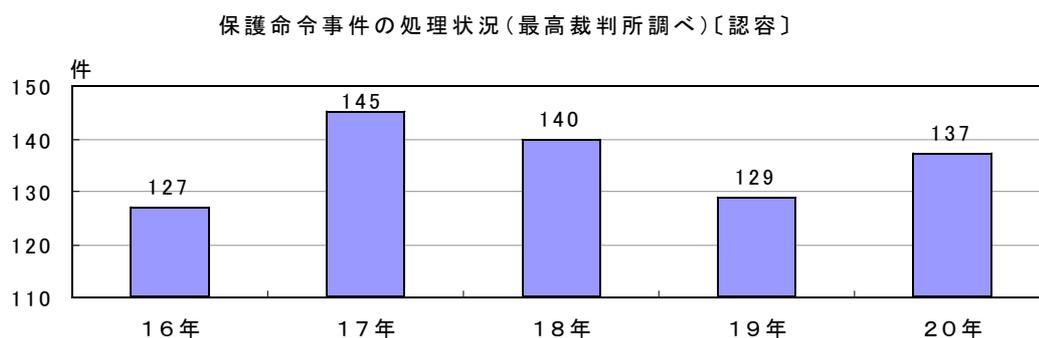
(資料出所：北海道環境生活部生活局参事)

## 3 保護命令

道内の保護命令事件の処理件数については、図8のとおり、平成20年は137件で、法施行後(平成13年10月)からの累計は、887件になっています。

また、保護命令に違反して検挙された者は22件です。(法施行後～平成20年12月末まで)(北海道警察本部調べ)

図8



※ 認容(保護命令発令)には、一部認容の事案も含む。

(資料出所：最高裁判所)

※ 道内地方裁判所(本庁・支部)の合計。

#### 4 配偶者による暴力事件

道内における配偶者による暴力事件（殺人、傷害、暴行）の検挙件数は、表1のとおり、平成12年から急増しており、平成20年は117件で前年に比べ28件（31.5%）増加しています。

夫による妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力についてみると、殺人、傷害及び暴行の検挙件数は103件で、前年に比べ19件（22.6%）増加しています。

配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどが女性です。

表1 道内の配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数の推移

（注：内縁関係にある者を含む。）

（件）

区分	年次	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
殺人		41	48	43	42	39	45	38	49	44	43
	うち配偶者	4	10	7	6	8	12	7	8	7	11
	うち夫によるもの	2	6	5	3	7	3	4	6	5	6
傷害		709	906	946	947	997	832	787	780	750	588
	うち配偶者	24	48	64	58	69	58	46	56	55	61
	うち夫によるもの	18	46	64	55	63	55	44	52	52	56
	うち傷害致死	4	0	7	10	3	4	2	6	3	3
	うち配偶者	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1
	うち夫によるもの	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
暴行		223	359	303	241	358	398	385	524	628	781
	うち配偶者	6	6	13	13	15	11	15	26	27	45
	うち夫によるもの	6	6	6	11	15	9	9	26	27	41
合計		973	1,313	1,292	1,330	1,394	1,275	1,210	1,359	1,422	1,412
	うち配偶者	34	64	84	77	92	81	68	90	89	117
	うち夫によるもの	26	58	82	69	85	67	63	84	84	103

※ 配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力だけでなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれている。

（資料出所：北海道警察本部）